

令和4年3月8日・9日

総務委員会資料

付託議案

《条例案》

第29号議案 島根県手数料条例の一部を改正する条例 [関係分]
(消防総務課)・・・P 1

《予算案》

第4号議案 令和4年度島根県一般会計予算 [関係分]
(消防総務課)・・・P 2

第2号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第13号) [関係分]
(消防総務課)・・・P 7

第58号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第14号) [関係分]
(消防総務課)・・・P 9

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について
(防災危機管理課)・・・P 11
2. 島根県地域防災計画(風水害等対策編・震災編)の修正について
(防災危機管理課)・・・P 25
3. 島根県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について
(原子力安全対策課)・・・P 26
4. 原子力災害に備えた島根県広域避難計画の修正について
(原子力安全対策課)・・・P 27
5. 令和3年度 島根県原子力防災訓練の実施結果について
(原子力安全対策課)・・・P 28
6. 島根原発1号機廃止措置計画 第1段階の延長について
(原子力安全対策課)・・・P 29

防 災 部

島根県手数料条例の一部を改正する条例 [関係分]

1. 条例改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、島根県手数料条例に規定する手数料の額を改正する必要がある

2. 改正する手数料及び改正内容

各表中()内の額は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

(1) 高圧ガス保安法関係手数料

ア 高圧ガス製造保安責任者試験	[改正前]	[改正後]
乙種化学責任者免状に係るもの	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
丙種化学責任者免状に係るもの	8,700円 (8,200円)	10,300円 (9,800円)
乙種機械責任者免状に係るもの	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
第2種冷凍機械責任者免状に係るもの	9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)
第3種冷凍機械責任者免状に係るもの	8,700円 (8,200円)	10,300円 (9,800円)
イ 高圧ガス販売主任者試験	[改正前]	[改正後]
第1種販売主任者免状に係るもの	7,900円 (7,400円)	9,000円 (8,500円)
第2種販売主任者免状に係るもの	6,200円 (5,700円)	7,200円 (6,700円)

(2) 液化石油ガス法関係手数料

	[改正前]	[改正後]
ア 保安確保機器の設置及び管理方法の認定 (認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合)	110,000円	98,000円
イ 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
ウ 液化石油ガス設備士試験	21,400円 (20,900円)	23,200円 (22,700円)

3. 試験の実施機関

高圧ガス製造保安責任者試験、高圧ガス販売主任者試験、液化石油ガス設備士試験は、指定試験機関である高圧ガス保安協会において試験事務を行っており、手数料は同協会が収入している

4. 施行期日 令和4年4月1日

【第4号議案】

総務委員会資料
令和4年3月8日・9日

令和4年度島根県一般会計予算〔関係分〕

歳出総括表〔防災部〕

一般会計

(単位:千円)

課名	R3当初 (A)	R4当初 (B)	計 (B)－(A)	(B)／(A) (%)
消防総務課	784,755	1,221,860	437,105	155.7
防災危機管理課	468,192	528,140	59,948	112.8
原子力安全対策課	1,413,105	1,668,938	255,833	118.1
合計	2,666,052	3,418,938	752,886	128.2

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	R3当初	R4当初	比較	概要	予算科目			議案資料3 掲載ページ
					款	項	目	
消防総務課	784,755	1,221,860	437,105	【財源】使・手:16,031 県債:136,200 その他:29,323 一般財源:1,040,306				
1 人件費 一般職給与	26,338	33,701	7,363	一般職員 3人	2	1	1	89
2 人件費 一般職給与	105,350	99,228	▲ 6,122	一般職員 13人	2	6	1	107
3 人件費 一般職給与	26,609	26,853	244	一般職員 4人	7	2	1	176
4 事務集中諸費	5,306	6,806	1,500		2	1	12	95
5 消防諸費	4,210	4,168	▲ 42		2	6	2	107
6 防災情報システム整備事業費	194,872	327,632	132,760	総合防災情報システム管理運営 39,490 防災情報ネットワークシステム管理運営 114,718 震度情報ネットワークシステム管理運営 10,460 防災行政無線通信施設等管理運営 23,510 ヘリコプターテレビ電送システム管理運営 6,385 防災情報システム整備事業 133,069	2	6	2	107
7 航空消防防災活動事業費	320,955	620,516	299,561	防災ヘリコプターの管理運営 607,684 防災航空管理所維持管理 12,832	2	6	2	107
8 常備消防体制整備事業費	14,077	14,869	792	救急業務体制の整備 10,753 建物の防災管理の徹底等 3,487 消防防災統計調査・活用 403 都道府県消防防災・危機管理部局長会 30 防災意識啓発事業 196	2	6	3	108
9 消防職員・消防団員活動強化事業費	71,802	73,029	1,227	消防職員等活動強化事業 ※ 4ページ 主要事業の概要[防災部] No.1参照 3,345 消防団等活性化事業 5,373 消防学校・消防大学校における教育訓練 52,432 消防学校維持管理 11,879	2	6	3	108
10 危険物安全対策事業費	12,028	11,844	▲ 184	消防法における危険物規制に基づく指導	2	6	3	108
11 高圧ガス等安全対策事業費	1,462	1,486	24	高圧ガス保安法等に基づく検査・指導等	7	2	3	177
12 保安諸費	1,746	1,728	▲ 18		7	2	3	177
防災危機管理課	468,192	528,140	59,948	【財源】国:100 その他:339,049 一般財源:188,991				
1 人件費 一般職給与	87,005	91,668	4,663	一般職員 12人	2	6	1	107
2 自衛官募集事務費	100	100	0		2	1	12	95
3 危機管理対策事業費	5,961	5,953	▲ 8	国民保護訓練等経費	2	6	2	107
4 防災諸費	3,864	3,825	▲ 39		2	6	2	107
5 震災・風水害等災害対策事業費	47,669	76,175	28,506	震災風水害対策事業 ※ 4ページ 主要事業の概要[防災部] No.2参照	2	6	2	107
6 震災・風水害等災害救助応急対策事業費	320,341	336,792	16,451	災害救助法に基づく災害救助対策費	3	4	1	125
7 震災・風水害等災害救助対策事業費	2,699	13,079	10,380	災害救助基金積立金(基金積立及び利子収入繰入)	3	4	2	125
8 災害対策諸費	553	548	▲ 5		3	4	2	125
原子力安全対策課	1,413,105	1,668,938	255,833	【財源】国:1,349,550 その他:384 一般財源:319,004				
1 人件費 一般職給与	52,085	53,157	1,072	一般職員 7人	4	1	1	127
2 人件費 一般職給与	132,783	138,528	5,745	一般職員 21人	4	5	2	138
3 原子力諸費	1,427	1,399	▲ 28		2	6	2	107
4 原子力防災対策事業費	792,155	825,708	33,553		2	6	2	107
5 原子力安全対策事業費	434,655	650,146	215,491		4	5	2	138

主要事業の概要〔防災部〕

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	概要	部局名
1	消防職員・消防団員活動強化事業	73,029	<p>消防活動の充実強化や地域防災力の向上を図るため、消防職員や消防団員の教育訓練、消防操法大会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の加入促進、知名度向上・イメージアップを図るための広報事業 ・消防団員研修の実施 ・消防団員訓練へのインストラクター派遣 	<p>防災部 〔消防総務課〕</p>
2	震災・風水害等災害対策事業	76,175	<p>地域防災計画等の実効性を高めるため、市町村や地域住民と一体的に災害に備えた対策を実施</p> <p>①防災訓練の実施（情報伝達、避難訓練、応急対策等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった避難所運営を想定した実働訓練 ・中国5県共同防災訓練 <p>②防災研修の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災人材育成研修 ・自主防災組織のリーダー等への研修や防災安全講習 ・自主防災組織の中心的な役割を担う防災士を養成するため、市町村と連携して防災士養成講座を開催 <p>③防災備蓄物資の更新・補充</p> <p>防災備蓄物資整備計画で想定する備蓄物資の更新・補充を実施</p> <p>④市町村等の防災力向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における住家被害の認定に関する研修 ・三瓶山の情報共有のための講演会等の開催 ・被災地に派遣する職員等を対象に、避難所運営等の実践的な研修を実施 <p>⑤被災世帯の生活再建支援</p> <p>被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援</p>	<p>防災部 〔防災危機管理課〕</p>

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	概要	部局名
3	原子力防災・安全対策事業	1,379,033	<p>万一の原子力災害の発生に備え、原子力防災資機材の整備、環境放射線等監視、住民避難体制等を充実</p> <p>①原子力防災資機材の整備 緊急時に備え、防護服、防護マスク、個人線量計等の防災資機材を整備</p> <p>②モニタリング機能の強化 放射線・放射性物質測定器の更新</p> <p>③2県6市による防災訓練の実施 初動対応、住民避難、緊急時モニタリング等</p> <p>④普及啓発の実施 広報誌やパンフレット等の作成配布、講演会の開催等</p> <p>⑤県立浜山公園体育館(カミアリーナ)の環境整備【新規】 原子力災害時に、職員が業務を行う環境を整備</p>	防災部 [原子力安全対策課]

原子力災害に備えた県立浜山公園体育館の環境整備について

1. 概要

島根県原子力災害業務継続計画において、県庁等が所在する地域に避難等の指示が出された場合、次のとおり業務を継続

- (1) 災害対策本部は、住民の避難完了後、出雲合同庁舎へ移転
- (2) 災害対策本部以外の災害時でも継続すべき業務については、避難等の指示が出された段階で県立浜山公園体育館（カミアリーナ）へ移転

この度、カミアリーナで職員が業務を行う環境を整備

2. 具体的な整備内容等

- (1) 移転する想定人員 最大945名
- (2) 継続する主な業務 感染症対策、児童虐待防止、高齢者施設の運営支援、各種資金貸付、災害復旧、被災離職者等の就労支援
- (3) 整備内容 通信環境整備（行政LAN（無線）、電話回線）
非常用発電設備機能強化
燃料タンク強化（3日間連続運用）

3. 令和4年度当初予算額

405,000千円（国費392,850千円、一般財源12,150千円）

国費は、経済産業省「自衛的備蓄補助金」充当

【第2号議案】

総務委員会資料
令和4年3月8日・9日

令和3年度島根県一般会計補正予算（第13号） [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	791,789	407,500	1,199,289
防災危機管理課	746,301	0	746,301
原子力安全対策課	1,411,299	0	1,411,299
合計	2,949,389	407,500	3,356,889

[一般会計]

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目			
					款	項	目	議案資料2 掲載ページ
消防総務課	791,789	407,500	1,199,289	【財源】国:209,250 県債:198,200 一般財源:50				
1 防災情報システム整備事業費	194,872	407,500	602,372	地震発生時に、安定的かつきめ細かな震度測定、観測データの確実な伝送ができるよう、機器の更新、伝送データの大容量化等を行い、震度情報ネットワークの機能の強化(繰越明許)407,500	2	6	2	23
防災危機管理課	746,301	0	746,301					
原子力安全対策課	1,411,299	0	1,411,299					

【第58号議案】

総務委員会資料
令和4年3月8日・9日

令和3年度島根県一般会計補正予算（第14号）〔関係分〕

歳出総括表〔防災部〕

一般会計

（単位：千円）

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	1,199,289	▲ 5,491	1,193,798
防災危機管理課	746,301	▲ 225,233	521,068
原子力安全対策課	1,411,299	▲ 102,452	1,308,847
合計	3,356,889	▲ 333,176	3,023,713

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目			
					款	項	目	議案資料2 掲載ページ
消防総務課	1,199,289	▲ 5,491	1,193,798	【財源】使・手:646 その他:▲1,661 一般財源:▲4,476				
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	33,752	▲ 155	33,597	一般職員 3人	2	1	1	81
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	104,710	488	105,198	一般職員 13人	2	6	1	97
3 人件費 一般職給与(工鉱業総務費)	26,869	▲ 249	26,620	一般職員 4人	7	2	1	156
4 消防諸費	4,210	▲ 10	4,200		2	6	2	97
5 防災情報システム整備事業費	602,372	▲ 5,532	596,840	契約実績による減等	2	6	2	97
6 航空消防防災活動事業費	320,955	2,188	323,143	燃料費の増	2	6	2	97
7 常備消防体制整備事業費	14,077	▲ 688	13,389		2	6	3	98
8 消防職員・消防団員活動強化事業費	71,802	▲ 793	71,009		2	6	3	98
9 危険物安全対策事業費	12,028	▲ 172	11,856		2	6	3	98
10 高圧ガス等安全対策事業費	1,462	▲ 568	894		7	2	3	157
防災危機管理課	746,301	▲ 225,233	521,068	【財源】国:362 寄附:250 その他:3,884 一般財源:▲229,729				
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	87,514	▲ 319	87,195	一般職員 12人	2	6	1	97
2 自衛官募集事務費	100	▲ 41	59		2	1	12	86
3 危機管理対策事業費	5,961	▲ 483	5,478		2	6	2	97
4 震災・風水害等災害対策事業費	325,269	▲ 254,498	70,771	被災者生活再建支援制度の支援実績による減	2	6	2	97
5 震災・風水害等災害救助応急対策事業費	320,341	4,012	324,353		3	4	1	114
6 震災・風水害等災害救助対策事業費	2,699	26,096	28,795	災害救助基金積立金の増	3	4	2	114
原子力安全対策課	1,411,299	▲ 102,452	1,308,847	【財源】国:▲158,315 その他:▲54 一般財源:55,917				
1 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	52,599	▲ 200	52,399	一般職員 7人	4	1	1	115
2 人件費 一般職給与(環境保全費)	130,463	395	130,858	一般職員 20人	4	5	2	124
3 原子力諸費	1,427	▲ 1	1,426		2	6	2	97
4 原子力防災対策事業費	792,155	▲ 264,044	528,111	原子力防災資機材等整備事業費などの減 ▲77,695 5 安全対策事業への事業移管に伴う減 ▲186,349	2	6	2	97
5 原子力安全対策事業費	434,655	161,398	596,053	環境放射線測定調査事業費などの減 ▲24,951 4 防災対策事業からの事業移管に伴う増 186,349 <繰越明許 46,750>	4	5	2	124

新型コロナウイルス感染症への対応について
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
1月13日(木)		<p>県内感染者確認 (67名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・邑南町・隠岐の島町・県外、計2,166名)</p> <p>第58回対策本部会議 知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県を除く他の都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること ・飲食の際の人数を、4人以下とすること、時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること等を要請
1月14日(金)		<p>県内感染者確認 (81名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・奥出雲町・邑南町、計2,247名)</p>
1月15日(土)		<p>県内感染者確認 (85名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・邑南町・県外、計2,332名)</p>
1月16日(日)		<p>県内感染者確認 (118名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・雲南市・奥出雲町・邑南町・県外、計2,450名)</p>
1月17日(月)		<p>県内感染者確認 (160名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・邑南町・津和野町・県外、計2,610名)</p> <p>第59回対策本部会議 知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること等を要請

日付	国	島根県
1月18日(火)		<p>県内感染者確認 (174名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・川本町・邑南町・津和野町・海士町・県外、計2,784名)</p>
1月19日(水)	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</p> <p>(重点措置区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県、山口県、沖縄県 1月9日から1月31日まで ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県 1月21日から2月13日まで <p>基本的対処方針の変更</p>	<p>県内感染者確認 (164名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・川本町・美郷町・邑南町・県外、計2,948名)</p> <p>浜田市長、出雲市長、益田市長、江津市長、邑南町長に対し、市町立小中学校の出校停止を要請し、次の5市町が出校停止を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田市 (学年) 小学校1年生から中学校3年生 (期間) 1月22日から31日 ・出雲市 (学年) 小学校1年生から中学校2年生 (期間) 1月22日から31日 ・益田市 (学年) 小学校4年生から中学校2年生 (期間) 1月21日から31日 ・江津市 (学年) 小学校1年生から中学校3年生 (期間) 1月22日から31日 ・邑南町 (学年) 小学校1年生から中学校2年生 (期間) 1月22日から31日 <p>浜田市、出雲市、益田市、江津市、邑南町に所在する県立高校の出校停止を県教育委員会に要請し、出校停止を実施</p> <p>(学年) 高校1年生及び2年生 (期間) 1月22日から31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田市 浜田高校、浜田商業高校、浜田水産高校 ・出雲市 平田高校、出雲高校、出雲工業高校、出雲商業高校、出雲農林高校、大社高校 ・益田市

日付	国	島根県
		益田高校、益田翔陽高校 ・江津市 江津高校、江津工業高校 ・邑南町 矢上高校
1月20日(木)		県内感染者確認 (190名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・県外、計3,138名)
1月21日(金)		県内感染者確認 (158名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・川本町・美郷町・邑南町・吉賀町・県外、計3,296名)
1月22日(土)		県内感染者確認 (150名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・川本町・美郷町・県外、計3,446名)
1月23日(日)		県内感染者確認 (118名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・川本町・美郷町・邑南町・県外、計3,564名)
1月24日(月)		県内感染者確認 (129名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・川本町・美郷町・邑南町・吉賀町・県外、計3,693名) 第60回対策本部会議 政府に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請することを決定
1月25日(火)		県内感染者確認 (133名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・飯南町・川本町・邑南町・県外、計3,826名)

日付	国	島根県
	<p>まん延防止等重点措置に関する 公示の全部を変更する公示</p> <p>(重点措置区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県、山口県、沖縄県 1月9日から2月20日まで ・ 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県 1月21日から2月13日まで ・ 北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県 1月27日から2月20日まで <p>基本的対処方針の変更</p>	<p>第 61 回対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、令和4年1月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、期間を令和4年1月27日から2月20日とする旨を公示した ・ 本県へのまん延防止等重点措置の適用や県内と全国の状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請 <p>(重点措置区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止等重点措置の区域を県内全域とする <p>(都道府県をまたぐ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること(特措法第24条第9項に基づく要請) <p>(外出と移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること(特措法第24条第9項に基づく要請) <p>(飲食店等への営業時間の短縮等の要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店等(テイクアウト、宅配を含まない)は、次のとおりとすること(特措法第24条第9項、第31条の6第1項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none"> ① 島根県新型コロナ対策認証店(以下、「認証店」という)以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わないこと ② 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)を可能とする。ただし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は午後8時までとする ・ 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わない

日付	国	島根県
		<p>③飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること</p> <p>④この営業時間短縮の要請については、準備期間を考慮し、1月30日までに開始すること</p> <p>この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する</p> <p>(大型施設の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設のうち1,000㎡を超える施設は、入場者が密集しないよう「入場者へのマスク着用の周知」等を行うこと(特措法第31条の6第1項に基づく要請) <p>(県立施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外からの集客が見込まれる県立施設(6施設)を休館
1月26日(水)		<p>県内感染者確認</p> <p>(96名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・川本町・邑南町・吉賀町・県外、計3,922名)</p>
1月27日(木)		<p>県内感染者確認</p> <p>(81名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・邑南町・吉賀町・県外、計4,003名)</p>
1月28日(金)		<p>県内感染者確認</p> <p>(68名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・川本町・邑南町、計4,071名)</p>
1月29日(土)		<p>県内感染者確認</p> <p>(55名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市、計4,126名)</p>
1月30日(日)		<p>県内感染者確認</p> <p>(62名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・雲南市・邑南町・吉賀町・県外、計4,188名)</p>
1月31日(月)		<p>県内感染者確認</p> <p>(88名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・川本町・邑南町、計4,276名)</p>

日付	国	島根県
2月1日(火)		<p>県内感染者確認 (99名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・雲南市・川本町・美郷町・邑南町・県外、計4,375名)</p>
2月2日(水)		<p>県内感染者確認 (89名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・邑南町・県外、計4,464名)</p>
2月3日(木)	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</p> <p>(重点措置区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県、山口県、沖縄県 1月9日から2月20日まで ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県 1月21日から2月13日まで ・北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県 1月27日から2月20日まで ・和歌山県 2月5日から2月27日まで <p>基本的対処方針の変更</p>	<p>県内感染者確認 (73名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・県外、計4,537名)</p>
2月4日(金)		<p>県内感染者確認 (53名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・県外、計4,590名)</p>
2月5日(土)		<p>県内感染者確認 (56名、松江市・浜田市・出雲市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・県外、計4,646名)</p>

日付	国	島根県
2月6日(日)		<p>県内感染者確認 (64名、松江市・浜田市・出雲市・大田市・安来市・江津市・奥出雲町・県外、計4,710名)</p>
2月7日(月)		<p>県内感染者確認 (81名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・奥出雲町・県外、計4,791名)</p>
2月8日(火)		<p>県内感染者確認 (99名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・奥出雲町・津和野町・県外、計4,890名)</p> <p>第62回対策本部会議（書面開催） 決定事項 (県民向け) ・感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するための移動は差し支えないこと等を要請</p>
2月9日(水)		<p>県内感染者確認 (96名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・県外、計4,986名)</p>
2月10日(木)	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</p> <p>(重点措置区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県、山口県、沖縄県 1月9日から2月20日まで ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県 1月21日から3月6日まで ・北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島 	<p>県内感染者確認 (89名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・県外、計5,075名)</p>

日付	国	島根県
	島県 1月27日から2月20日まで ・和歌山県 2月5日から2月27日まで ・高知県 2月12日から3月6日まで 基本的対処方針の変更	
2月11日(金)		県内感染者確認 (62名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・飯南町・県外、計5,137名)
2月12日(土)		県内感染者確認 (98名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・江津市・雲南市・飯南町、計5,235名)
2月13日(日)		県内感染者確認 (71名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・美郷町、計5,306名)
2月14日(月)		県内感染者確認 (65名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・雲南市・川本町・美郷町・邑南町、計5,371名)
2月15日(火)		県内感染者確認 (63名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・雲南市・美郷町・邑南町、計5,434名)
2月16日(水)		県内感染者確認 (66名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・奥出雲町・邑南町・海士町・県外、計5,500名)
2月17日(木)		県内感染者確認 (51名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・邑南町・隠岐の島町・県外、計5,551名) 知事会見 ・県内の感染状況を踏まえ、感染拡大防止と県内経済の回復の両立を図るため、当初の予定どおり、2月20日をもって、まん延防止等重点措置を終了するよう政府に伝達

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> ・松江市が要請している「家庭等での保育のお願い」の期間の延長を要請 ・保育士等のワクチンの優先接種を依頼
2月18日（金）	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</p> <p>（重点措置区域及び期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県 1月9日から3月6日まで ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県 1月21日から3月6日まで ・北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県 1月27日から3月6日まで ・和歌山県 2月5日から3月6日まで ・高知県 2月12日から3月6日まで <p>基本的対処方針の変更</p>	<p>県内感染者確認 （75名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・奥出雲町・邑南町・津和野町・隠岐の島町・県外、計5,626名）</p> <p>第63回対策本部会議</p> <p>知事指示事項 （県民、事業所向け）</p> <p>本県に適用されている、まん延防止等重点措置について、令和4年2月20日をもって終了することが決定されたことから、県内と全国の状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請の期間は、令和4年2月21日から当面の間とする <p>（都道府県をまたぐ移動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること <p>（無料検査の受診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を3月6日までとする（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>（飲食店等の利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ①飲食の際の人数を、4人以下とすること ②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること <p>（ワクチンの追加接種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと

日付	国	島根県
		<p>知事会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の時短要請に応じない飲食店に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 3 項に基づく営業時間の変更命令（1 件）
2 月 19 日（土）		<p>県内感染者確認</p> <p>（73 名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・雲南市・奥出雲町・邑南町・県外、計 5,699 名）</p>
2 月 20 日（日）		<p>県内感染者確認</p> <p>（62 名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・雲南市・奥出雲町・川本町・邑南町・津和野町・県外、計 5,761 名）</p>
2 月 21 日（月）		<p>県内感染者確認</p> <p>（112 名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・雲南市・奥出雲町・邑南町・津和野町・県外、計 5,873 名）</p>
2 月 22 日（火）		<p>県内感染者確認</p> <p>（84 名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・雲南市・奥出雲町・邑南町、計 5,957 名）</p>
2 月 23 日（水）		<p>県内感染者確認</p> <p>（66 名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・邑南町・県外、計 6,023 名）</p> <p>松江市長、雲南市長に対し、松江市（全域）、雲南市（三刀屋町・木次町）の市立小中学校の出校停止を要請し、雲南市が市立小中学校の出校停止を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江市 市内全域を対象とした出校停止は行わない 感染者が確認された学校の状況に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、休校措置等状況に応じて対応 ・雲南市 （学年） 小学校 1 年生から中学校 2 年生 （期間） 2 月 24 日から 3 月 2 日

日付	国	島根県
		<p>松江市（全域）、雲南市（三刀屋町・木次町）に所在する県立高校の出校停止を県教育委員会に要請し、出校停止を実施 （学年）高校1年生及び2年生 （期間）2月26日から3月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江市 松江北高校、松江南高校、松江東高校、松江工業高校、松江商業高校、松江農林高校、宍道高校 ・雲南市（三刀屋町・木次町） 三刀屋高校
2月24日（木）		<p>県内感染者確認 （86名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・江津市・雲南市・邑南町・県外、計6,109名）</p>
2月25日（金）		<p>県内感染者確認 （70名、松江市・浜田市・出雲市・大田市・安来市・雲南市・邑南町・津和野町、計6,179名）</p>
2月26日（土）		<p>県内感染者確認 （87名、松江市・浜田市・出雲市・大田市・安来市・雲南市・邑南町・県外、計6,266名）</p>
2月27日（日）		<p>県内感染者確認 （94名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・雲南市・県外、計6,360名）</p>
2月28日（月）		<p>県内感染者確認 （130名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・雲南市、計6,490名）</p>
3月1日（火）		<p>県内感染者確認 （97名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・邑南町・県外、計6,587名）</p>
3月2日（水）		<p>県内感染者確認 （100名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・雲南市・奥出雲町・川本町・邑南町・県外、計6,687名）</p>
3月3日（木）		<p>県内感染者確認 （101名、松江市・出雲市・益田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・非公表、計6,788名）</p>

日付	国	島根県
3月4日(金)	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</p> <p>(重点措置区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県 1月21日から3月21日まで 北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県 1月27日から3月21日まで <p>基本的対処方針の変更</p>	<p>県内感染者確認 (98名、松江市・浜田市・出雲市・安来市・雲南市・奥出雲町、計6,886名)</p> <p>第64回対策本部会議(書面開催)</p> <p>決定事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年3月5日から当面の間とする <p>(都道府県をまたぐ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するための移動は差し支えないこと 県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ること 県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ること <p>(基本的な感染対策の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨)」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること <p>(家庭や職場等での健康管理)</p>

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> ・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること ・児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること ・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること <p>(無料検査の受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を3月31日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請) <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食の際の人数を、4人以下とすること、ただし、感染状況を踏まえ、県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合については、飲食の際の人数を8人以下とすること、なお、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しないこと ② 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること ③ 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域(通勤・買い物等)に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと ・「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること <p>(ワクチンの追加接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進

日付	国	島根県
		<p>め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと (業種ごとのガイドライン遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(イベント開催の目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の対応（令和4年2月18日島根県対策本部決定）によること（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(接触確認アプリの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること <p>(事業所での接触低減の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと <p>(誹謗中傷や差別の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること ・また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと
3月5日（土）		<p>県内感染者確認 (106名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・津和野町、計6,992名)</p>

島根県地域防災計画（風水害等対策編・震災編）の修正について

1. 目的

国の防災基本計画の修正等を反映し、県地域防災計画を修正する

2. 主な修正項目

(1) 防災基本計画の修正に伴う修正

① 避難勧告・避難指示の一本化等

- ・市町村長が発令する避難情報が、避難指示及び緊急安全確保等に見直されたことに伴う修正

警戒レベル	避難情報(見直し前)	警戒レベル	避難情報(見直し後)
5	災害発生情報	5	緊急安全確保
4	避難指示(緊急) 避難勧告	4	避難指示
3	避難準備・高齢者等避難開始	3	高齢者等避難

② 個別避難計画の作成

- ・市町村に個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴う修正

③ 災害対策本部設置基準の追加

- ・国が特定災害対策本部等を設置し、かつ、島根県が所管区域として告示された場合、県の災害対策本部を自動設置することを追加

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

① 避難所における感染症対策

- ・避難所開設、運営訓練の積極的な実施、感染症対策用品の備蓄促進等を追加

② 被災地への応援職員等の感染症対策

- ・職員派遣に当たり、健康管理やマスク着用等の徹底を追加

3. スケジュール

令和4年1月17日～2月17日 パブリックコメントの実施
令和4年3月17日 島根県防災会議（書面）開催

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

1. 目的

国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正を反映するため、県地域防災計画を修正する

2. 主な修正項目

(1) 防災基本計画の修正に伴う修正

避難過程や避難先等における具体的な感染対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を追記

(2) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

施設敷地緊急事態要避難者の範囲を明確にするため定義を次のとおり変更

PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者

- ① 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ② 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ③ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3. スケジュール

令和4年1月17日～2月17日 パブリックコメントの実施

令和4年3月17日 島根県防災会議（書面）開催

原子力災害に備えた島根県広域避難計画の修正について

1. 目的

島根地域全体の避難計画である「島根地域の緊急時対応」が策定されたことを踏まえ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正内容等を反映するため、県広域避難計画を修正する

2. 主な修正項目

(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の記載内容を反映

①島根原子力発電所1号炉に係る原子力災害対策重点区域

国から廃止措置計画認可を受け、かつ燃料が十分な期間冷却されたものとして告示を受けた1号炉の区域をPAZはなし、UPZは概ね5km圏内に変更

②防護措置の考え方

放射性物質放出前の発電所の状態に応じた防護措置の考え方、放射性物質放出後の防護措置の考え方を図を用いて表現

(2) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

施設敷地緊急事態要避難者の範囲を明確にするため定義を次のとおり変更

PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者

- ① 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ② 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ③ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3. 今後の実効性向上のための取組

- (1) 国による広域避難の支援体制の強化
- (2) 避難先自治体との連携体制の強化
- (3) 避難計画の住民への周知と住民理解の促進

4. スケジュール

3月8日 県議会総務委員会に報告

3月14日 県議会島根原子力発電所対策特別委員会に報告

令和3年度 島根県原子力防災訓練の実施結果について

1. 概要

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図ることを目的として開催

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民参加の避難訓練等は中止し、規模を縮小して実施

2. 日程・訓練項目

訓練日	訓練項目
2月2日（水）	自治体等の初動対応訓練 〔訓練場所〕 県庁、各市役所ほか 緊急時モニタリング訓練 〔訓練場所〕 原子力環境センター

3. 参加機関・参加者数

126 機関、約 2,500 人

〔 島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、自衛隊、中国電力 ほか 〕

4. 訓練の成果等

(1) 避難行動要支援者の避難に係る対応

避難行動要支援者の避難に必要な車両の種類・台数・集結場所などの情報を収集し、確保車両を必要な場所へ配車するための手順を確認

(2) 厳冬期における防護措置に係る対応

気温低下や積雪等の気象や道路に関する情報を道路管理者や実動組織と共有し、避難ルートの優先除雪や道路啓開を要請する際の手順を確認

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

感染拡大で自宅療養者が多数いる状況下で避難が必要となった場合、自宅療養者については濃厚接触者と同様に、県内の施設で一時滞在とすることを確認

島根原発1号機廃止措置計画 第1段階の延長について

1. 経過

平成29年

- 4月19日 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
- 7月11日 中国電力(株)へ廃止措置の実施を了解する旨回答
- 7月28日 中国電力(株)が廃止措置を開始

2. 廃止措置計画の概要

中国電力(株)は、廃止措置計画全体を4段階に区分し、約30年をかけて実施するとし、第2段階以降については、第1段階で行う汚染状況の調査結果等を踏まえ、改めて廃止措置計画の変更認可申請を行う

3. 第1段階の延長

(1) 延長内容

2021年度末で終了するとしていた汚染状況の調査を2022年度末まで1年延長

(2) 延長理由

- ・ 廃止措置に伴い発生する固体廃棄物のうち、健康への影響が無視できるものとして国が定めた放射能濃度以下であることが確認された固体廃棄物(クリアランス制度対象物)は、一般の廃棄物と同様の処分や再利用ができることとされている
- ・ その放射能濃度の測定・評価方法は、現在、国において審査中であり、その審査状況を踏まえなければ、廃止措置に伴う固体廃棄物の発生量の詳細や一時的な貯蔵・保管場所等を定めることができないため

4. 安全協定上の取扱い

- (1) 廃止措置の変更認可申請のうち重要な変更、具体的には『原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更』以外の計画変更にあっては、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがあるものを行う際には、中国電力(株)は、事前了解を得る必要
- (2) 今回の変更は届出事項であり、廃止措置の変更認可申請ではないため、事前了解の手続きは不要

5. 今後の予定

3月末に中国電力(株)は原子力規制委員会に廃止措置計画変更届出書を提出予定